

## 家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

平成23年2月22日（火）午後3時から午後5時まで

### 第2 場所

東京家庭裁判所大会議室

### 第3 出席委員（五十音順）

青山善充，鬼丸かおる，大日方すみ江，小島敏則，高麗邦彦，小宮山了三，清水研一，杉田誠，楯香津美，中原亮一，西岡清一郎，浜本康弘，水野あゆ子，三矢恵子，村田珠美

### 第4 テーマ

少年事件における教育的措置について

### 第5 議事

#### 1 新委員あいさつ（西岡委員，清水委員）

#### 2 委員長の転出に伴う新委員長の選任

委員の互選により，西岡委員が委員長に選任された。

#### 3 少年事件における教育的措置について

##### (1) テーマ選択について

（委員長）

現在，少年事件の数は減っているが，その中で家庭裁判所に1度事件が係属したことがある少年，再非行を犯した少年の割合が増えており，再非行防止が大きな課題となっている。例えば，警察庁では3年ほど前から非行を犯した少年に対する立ち直り支援の諸政策を実施しており，最近では，成人犯罪者向けではあるが，内閣総理大臣が主催する犯罪対策閣僚会議の申合せによって，再犯防止対策ワーキングチームが設置されている。社会全体が再犯防止や再非行の防止ということに積極的に取り組み始めていると言えるので

はないか。

家庭裁判所としても、再非行の防止や少年の健全育成につき、有効な方策をとっているのかどうか、改めて振り返って検証する必要があると思われる。家庭裁判所では、再非行の危険性、いわゆる非行性の進捗に応じた適切かつ効果的な教育的措置を行っていると言えるのか、非行の深まりを抑止する措置となっているのか、少年の健全育成のための指針となっているのかといった観点から、改めて、これを検証していきたい。

まず、非行少年の現状を確認するために、東京家庭裁判所で実施している各種の教育的な措置を紹介したい。

## (2) 非行少年の実態について

(説明者)

### a 新受事件数の動向について

まず、少年事件数の動向については、昭和57年から平成21年までの期間において全国の家庭裁判所で受理された少年保護事件の新受事件は、昭和58年に68万4830件に達し、これをピークに、その後徐々に減少傾向が続いている。平成21年の新受件数は17万2050件と、ピーク時の約4分の1の数字になっている。

東京家庭裁判所の事件数についてみると、東京家庭裁判所本庁の昭和57年から平成21年までの期間の新受件数の動向は、全国の新受件数の動向とほぼ同じ動向をたどっており、昭和58年の6万3317件をピークに減少傾向が続き、平成21年では8172件となっている。

### b 事件別の状況について

平成21年の全国の少年保護事件の新受件数のうち最も多いものが窃盗事件で、全体の35.4%を占めている。次に多いのが道路交通法違反事件で、全体の19.7%、交通事故に関する業務上過失致死傷等の事件が全体の15.6%、以下多い順に、遺失物横領、傷害、軽犯罪法違反、住

居侵入，器物損壊，恐喝と続いている。殺人，放火，強盗，強姦，傷害致死といった，いわゆる凶悪事件は，全国で1126件で，全体の0.7%を占めている。

東京家庭裁判所の平成21年の少年保護事件の新受件数内訳は，やはり窃盗事件が多く，全体の41.5%，次に道交法違反事件が全体の15.2%，遺失物横領が12.8%，以下，順に業務上過失致死傷，傷害，軽犯罪法違反，ぐ犯，住居侵入等と続いている。全国の状況と比べると，窃盗が若干多いこと，業務上過失致死傷事件が少ないことなどが特徴として挙げられるが，全体的にはほぼ全国の状況と似たような状況である。凶悪事件については，合計58件係属し，割合的には全国と同様の水準となっている。

#### c 事件の終局状況について

非行を起こした少年の事件は，警察・検察庁での取調べが終わった後，全て家庭裁判所に送られてくる。家庭裁判所に送致されると，家庭裁判所調査官による調査や裁判官による審判を経て，少年の改善や更生の見込み，再非行のおそれ等を考慮し，いろいろな処分がされることになる。

平成21年に全国の家庭裁判所において処分を受けた少年のうち，最も多い処分が「審判不開始」であり，全体の57.4%を占める。審判不開始とは，少年の反省の状況，家庭裁判所調査官の調査時の指導や教育的措置等により，少年の更生が十分に期待できることから，審判を開かずに手続を終えるものである。次に多いのは「不処分」で，全体の17.7%である。不処分とは，家庭裁判所調査官の調査時の指導や教育的措置のほか，審判における裁判官の訓戒により，保護処分に付さなくても少年の更生が十分に期待できるということで，特に処分をすることなく終了するものである。審判不開始と不処分を合計すると約75%の割合となる。

少年法上の処分である保護処分には，保護観察・少年院送致・児童自立

支援施設及び児童養護施設に送致という３種類があるが、保護観察が１７．６％、少年院送致が２．７％、児童自立支援施設や児童養護施設送致が約０．２％と、合計で２０％前後の数字となっている。このほかに、刑事処分相当として検察官送致となったものが４．４％、児童福祉機関の指導に委ねるのが相当として知事・児童相談所長送致となったものが０．２％ある。

東京家庭裁判所の少年保護事件の処分の状況についても、全国の動向とほぼ同様の数値を示しており、審判不開始は６９％、不処分が１０．５％、合計で約８０％の数値を示している。保護処分としては、保護観察が１５．５％、少年院送致が２．２％、児童自立支援施設が０．４％で、児童自立支援施設送致が少し全国水準よりも多いのが特徴的である。このほか、検察官送致が２．１％、児童相談所長送致が０．３％となっている。

#### d 前処分の有無の状況について

全国の家庭裁判所で処分・審判を受けた少年のうち、再び非行を犯してしまった少年がどのぐらいいるかという、いわゆる再非行率そのもの示した統計はないものの、一般保護事件（一部の事件を除く。）について終局決定を受けた少年が、以前に家庭裁判所に送られてきた経歴があるかについての統計がとられている。平成１１年は前処分がある少年の比率が全体の３３．９％となっていたが、徐々に高くなってきており、平成１８年から４年ほどは４２から４３％くらいで推移している。

東京家庭裁判所本庁の状況についてみると、平成１１年、１２年頃の前処分がある少年の比率は、全国よりもやや高い３７％前後の数字を示していたが、それ以降は若干の変動はあるものの、ほぼ全国と同様の状況であり、ここ最近では４２から４３％の数字を示している。

(委員長)

東京家庭裁判所における事件から見た少年の非行の動向につき、全国の動

向を踏まえて説明させていただいた。少年の非行の動向については、おそらく新聞紙上等でも見ることがあると思われるところだが、率直な感想，感じられているところなどをお話いただきたい。

(委員)

全国についても，東京家裁本庁についても，再非行の少年の割合が高くなってきているということは，非常に重大な問題だと思っている。前にどのような処分を受けていると，再非行の傾向が見受けられるのか，例えば重い処分を受けた少年の方が非行の傾向が高いとか，割合軽い，温情的な処分を受けた少年の方が非行の傾向が低いというような傾向があるのかに関心がある。

(委員)

ここ2年ほどの経験の中では，最初の非行は万引き，自転車の乗り逃げといった遺失物横領，占有離脱物横領といったものから始まり，いろいろな非行にいく経過がある感じを受ける。処分的には，最初は不開始や不処分で，それで終わる少年もいるが，再非行をおこす少年もいる。少年院を出てから重たい再非行をする少年は，そう多くない感じがする。

(説明者)

少年院に入った少年の再犯率と刑務所に入った成人の再犯率を比較すると，前者の方が再犯率は低いというのは聞いている。

(委員長)

委員の方々は，少年の非行の実態についてどのように感じておられるか，例えば新聞でもいろいろ報道されており，素朴にどのような印象を持っておられるか伺いたい。

(委員)

私どもの商店街では，万引きはあまり聞いたことがない。各店舗で，それぞれ処分されているのかもしれないが，商店街の理事会ではそのような話が出てこないのので，実態は分からない。

(委員)

日常、なかなか少年の非行に接する場面はないが、最近の方が、一般的にはおとなしくなっているのではないかというようなことを聞いたりする。

(委員)

女性相談センターでは、あらゆる世代の女性を保護しているが、特に中学卒業後から19歳ぐらいまでの保護女性のうち性的な非行がある女性について言えば、過去に親から虐待を受けているケースが大変多いという実態がある。虐待の連鎖を繰り返さないために、今後の支援をどのように繋げていくかということが、女性相談所の課題の1つだと思っている。

(委員)

対人スキルがうまく築けないのか、集団ではなく、一人で非行を行う少年が多いような印象を受ける。道路交通法違反の事件が減っているようだが、暴走族にさえ入れないような少年たちがいるという印象は持っている。

(委員)

少年事件を担当していて、昔と違ってきたように思うところは、万引きの態様である。1個、2個、かばんの中に品物を入れるのではなく、スーパーマーケットなどのかごに品物をいっぱい入れ、そのまま店から出ていってしまうという、子供達の間では「カゴダッシュ」と言われる態様の事件を随分目にする。

今、伺った商店街では、どうして万引きが少ないのだろうか。

(委員)

実際には多少あるのかもしれないが、表だって出てこない。また、商店街にはスーパーマーケットやコンビニエンスストアなどがなく、個人商店なので、お店の人が目を光らせているということがあるのではないか。

最近テレビでよく言われているように、高齢者による万引きが多くなっていると聞くので、嘆かわしいことである。

(委員)

万引きで最近考えさせられるのは、友達の家遊びに行くと、友達の母親が100円を渡して、どう考えても100円では買えないくらいの品物を買って来ると言う、要するに、万引きをして来いということをするような親がいるという実情がある。

(委員長)

少年の非行防止のために、家庭裁判所として何をすべきかは常に考えていかなければいけない課題だろうと思われる。そこで、社会は何を家庭裁判所に期待しているのか、家庭裁判所はどのように社会と協力していけば良いのかといった辺りの御提言、御感想を伺いたい。また、今、お話にもあったように、親の問題という点に関して、親への指導といった観点からの御意見等があれば伺いたい。

(委員)

児童相談所であれば、直接、18歳未満の子の親の指導ができるが、女性相談センターでは、逆に親の方を保護している状況なので、親の指導ということは一切できない。親からの虐待、家庭崩壊といった連鎖の中で、行き着くところは、子供の時からの教育しかない。あきらめないで支援を続け、どこかで連鎖が断ち切れればという思いで仕事をしている。

(委員)

家庭裁判所で不処分や不開始、あるいは何らかの措置を受けても、社会に戻ることで、とても家庭裁判所だけで支えきれない問題ではなくなっており、地域や家族が支えるしかないということだと思ふ。家庭裁判所がその中核的存在となり、一つの発信拠点になればより良いと思っている。

親が離婚でもめている等の理由で住所を転々としていく中で、子供たちが一緒に逃避行をさせられるなどして、鬱憤がたまって犯行を犯すというような、親の事情が即、子供に影響を与えている状況が見受けられる。子供の事

件というのは、親あるいは大人の経済状態や精神状態が、そのまま反映されているように思うので、家庭裁判所だけの問題とは言いにくいと思っている。

(委員)

福祉の立場としては、一概に社会福祉施設と言っても、根拠になる法律が様々で、例えば、乳児院や児童養護施設は児童福祉法、婦人保護施設などは売春防止法やDV防止法、低所得の方々が一時的に宿泊される宿所提供施設だとか、すりなどのいろいろな問題を起こして一時的に入る更生福祉施設といったものは生活保護法と、法律的にもばらばらな支援になっている状況である。また、学校に行っていれば文部科学省、医療行政の福祉ということであれば厚生労働省というように、所管も全く違っている。そのため一貫した支援がなかなかしにくいという現状があると思う。その意味では、イギリスの「子供家庭省」のような視点で、子供を一貫して守り、家庭の問題を解決していくような態勢の仕組みや視点が必要であるようにも感じている。

(3) 少年の再犯防止に向けて家庭裁判所が取り組んでいる教育的措置について

(委員長)

確かに、子供の教育の問題、家庭の問題という大きな問題の中で、家庭裁判所が関わるのは、非行化した少年に対してであると思う。その中でどのようなことができるか、皆さんの御意見を伺いたい。

まず、東京家庭裁判所で実施している保護的措置について説明する。

(説明者)

東京家裁で行っている教育的措置は、大きく「継続型教育的措置」と「1回型教育的措置」に分けられる。継続型教育的措置とは、主には家庭裁判所調査官が、特に試験観察において行っている教育的措置ということができると思われる。1回型教育的措置とは、それぞれの少年が抱えている課題に応じて、例えば被害を考える教室とか、環境美化型の社会奉仕活動といったものに参加させるというものである。

現在、東京家庭裁判所で行っている、少年の課題に応じた教育的措置としては、「被害を考える教室」「保護者の会」「少年合宿」「親子合宿」「社会奉仕活動」などが挙げられるが、幾つか主だったものを紹介したい。

まず「被害を考える教室」は、万引きやバイク窃盗の事件を起こして、共感性や現実感覚が乏しく、リアリティーをもって被害感情を理解したり、自分の非行の結果に向き合うことが難しい少年とその保護者を対象としている。つまり、万引き等をしたけれども、自分がやったことが、一体、現実的にどのようなものなのか、被害者にどのような迷惑をかけているのかということが、今一つ分かっていない少年や保護者に対して、教室への参加を指示し、少年や保護者に対して、再非行防止のために、被害者の視点を取り入れた教育的働きかけを行うとともに、保護者に監護の責任を自覚させるということを目指している。カリキュラムの概要は、最初に、家庭裁判所調査官がなぜこの教室を受けてもらうかというオリエンテーションを行い、その後、東京都万引防止協議会に属するコンビニエンスストアやCDショップ等、よく万引き被害に遭っている店の方をゲストスピーカーに招き、話をしてもらっている。それを踏まえ、少年と保護者がグループに分かれて、少年は今の被害者の話を聞いてどう思ったか、自分達はきちんと被害者に謝罪をしたか、どのような謝罪をしたかという話し合いをしたり、ロールプレイを行って、被害者役になった少年は、加害者役の子供から謝罪されてどう思ったか、実際に自分が行った謝罪はどう相手に響いたかといったことを振り返る。一方、保護者は別室でグループごとに、自分達が子供にどのような指導をしてきたか、それに対して子供はどのような反応だったか、どのようなことに苦労しているかというようなことを話し合う。最後に感想文を作成してもらい、まとめをするということになるが、教室終了後、担当の家庭裁判所調査官が少年や保護者に面接をし、どのような感想を持ったか、今日の教室を踏まえて、これから先どのようなことに気を付けていくかということを確認す

る作業をしている。

万引き事件は、家庭裁判所に係属する事件の中で比較的軽い方の事件に入るかと思うが、そうすると、保護者は子供が社会にどんな迷惑をかけたかということよりも、万引きをしたことで警察に親が呼ばれた、学校で処分を受けた、場合によっては退学になってしまったと、まるで自分達が被害者のように感じてしまう人も多い。そういった保護者が「被害を考える教室」に入ることによって、本当の被害者は万引きの被害を受けたその店舗なんだという、当然のことに改めて気が付くということにも効果があるようである。

次に、「社会奉仕活動」のうち、地域美化型の清掃活動について紹介したい。清掃活動には、少年と保護者のほか、東京近辺の大学生の学生ボランティアに各種の教育的措置に協力してもらっている。内容としては、最初に家庭裁判所調査官がオリエンテーションを行い、その後、約2時間程度、グループに分かれて、それぞれが分担する区域のごみ場や落ち葉の収集・除草を行うというものである。このときに、少年と保護者を一緒のグループにして活動してもらい、家庭裁判所調査官や学生ボランティアが様子を観察しながら必要な声かけをしていく。大概の少年や保護者は、当初乗り気でないので、どのように気持ちよく参加してもらい、親子のコミュニケーションを促すか、親子がそれぞれお互いについて、これまで家庭で見なかったような側面を見つけれられるように援助をしながら観察するというのが一つの特徴である。清掃活動後、感想文の作成やまとめをして終了するということになるが、後日、担当の家庭裁判所調査官が清掃活動に参加した少年と保護者に面接し、どのような感想を持ったか、今後どのように自分の行動を改めるかという効果検証の作業を行っている。

(委員)

少年事件のどの段階でそのような教育的措置を行っているのか。

(説明者)

「被害を考える教室」の対象少年は、多くは、不処分や不開始で終局することが念頭に置かれてる事件が多いと思われる。しかし、保護観察の前にきちんと被害者の声を聞かせておきたいとか、1度自分がやったことについてのけじめなり、反省を行動に表すなりの形で示させた上で保護観察に付したい、という場合にも活用している。また、試験観察中の少年に公園の清掃活動をやらせることもある。ほとんどは在宅送致になった少年ばかりで、観護措置が行われた少年はごく一部ということになる。

(委員)

参加するよう誘ったところ、嫌だという意向を示す人もいると思うが、その場合の強制力はあるのか。

(説明者)

強制力はない。これからあなたが犯罪を繰り返さなくて済むために良い勉強ができるから是非参加してくださいということで、少年や保護者にお誘いする。処分がかかってることが頭の片隅にあるし、その場で嫌だという少年は、まずいない。

受けた後は、ほとんどの少年・保護者が、受けて良かったという感想を言う。少年にとっては、知識として被害者の立場が分かるということもあるし、保護者は、自分の考え方が甘かったとか指導のやり方がまずかったということに気付く場合も多い。

公園の清掃活動当日に少年が来ない場合もあるが、そのような場合には、また更に調査で呼び出して、なぜ来なかったのか、他に必要な教育的措置は何かあるのかといったことをまた検討していくということになる。

(委員)

どのような処分になるか決まらない段階で、教育的措置の中で上手に振る舞えばということを考える人もなきにしもあらずと思うのだが、その意味で、紹介のあったような教育的措置を行った場合に、特に再非行率が低くなる等

の実証的なものがあれば伺いたい。

(説明者)

必要だと思う少年に教育的措置を受けさせており、「必要だと思っても教育的措置を受けさせない少年」という比較集団がないので、教育的措置を受けたから再非行率が減ったかどうかという統計数値は取れていない。しかし、被害を考える教室や地域美化活動などの教育的措置を受けて不開始又は不処分となった少年の再非行率は10数%であり、先ほど説明があったように、前処分のある比率が40%程度であることを考えると、この数値はかなり低くなっている。その意味で、少年の再犯の危険性や現時点での非行性を見た上で対象者を適切に選択しており、教育的措置の振り分けは、概ね適切にできているように感じている。

(委員)

女性相談センターで取り扱うケースに、発達障害や軽度知的障害の方が増えてきていて、コミュニケーション自身がなかなか成り立たないケースが多い。この辺りについてはいかがか。

(説明者)

言葉で言っても分からない少年が非常に増えているというのは、最近の傾向だと思う。これまでの教育的措置の中心は、家庭裁判所調査官による面接の中での助言や訓戒、裁判官による審判廷での助言や訓戒など、言葉のコミュニケーションによる教育的措置が中心だったのだが、少年のコミュニケーション力の低下や対人関係のスキルの低下に伴って、体験をすることによって「気づき」を促すというような教育的措置ができるだけたくさん取り入れられるようになった経緯がある。公園清掃であっても、合宿であっても、体を動かしながら、簡単な短い言葉でお互いがコミュニケーションをし、そこから何か自分の中で感じるものがあるというところで、自己評価を上げたり、自信を持たせたり、人に受け入れられる体験を持たせたりと、体験と自尊心

情をできるだけうまくリンクさせることによって再非行を防ぎたいという考え方で教育的措置を行っている。

最近の少年を取り巻く環境として、幼少期からの生活体験の乏しさ、社会の規範軸が曖昧で社会のモラルそのものが崩れてきているという問題、インターネットなどによる情報の氾濫により、少年に触れさせたくない情報に少年が簡単にアクセスできてしまうという問題、保護者の意識の低さ、少年自身が両親に抱きとめられたり向き合ったりする体験が乏しく、地域の大人との関わりも乏しいといった環境の問題点があると思われる。

そのような環境の中で、言葉のつたなさ、規範意識の低さ、自分の行動を自分でコントロールできないという歯止めのなさ、コミュニケーション能力の乏しさ、現実感覚・主体性のなさ、低い自尊感情、共感性の乏しさ、衝動的な行動、自己中心的で何か自分が追い詰められているような感じを持つというのが最近の少年の特徴であるように感じている。

また、このような特徴を有する少年に対して、被害をきちんと意識してもらうために、先ほど説明した「被害を考える教室」のほかにも、当庁では、人身事故を起こした少年に対し、交通事故がいかに悲惨な結果を招くかということを経験の方から直接語りかけていただく「交通教室」も実施している。このように直接被害者の方から語りかけてもらうことは、かなり再犯防止のために訴えかける力が強いと感じている。

(委員長)

それでは、審判の時に裁判官がどのような指導や訓戒をしているのか、少年審判の模擬実演を見ていただき、家庭裁判所ができることについて、皆さんから御提言をいただければと思う。

〈模擬裁判の実演〉

(委員長)

御感想なり御意見、どのような印象を持たれたかについて伺いたい。

(委員)

少年が本当に言われたことを理解して反省しているか、実際、判断する立場として、日々どのようなところを判断軸にして判断しているのか。

(説明者)

少年は様々なのだが、一つ言えることは、被害を考える教室といったものを1度体験すると、少年なりに何か考えるのは間違いないと思う。一度はきちんと考えを深めているのだが、少し時間が経ち、審判を迎えるに当たって気が緩んでしまっているようなこともある。そのようなところを審判の場でもう一度振り返って考えてもらって作業を進めることはある。

個人的な感想を言えば、少年は本当に一つ一つの言葉をよく聞いていて、覚えており、被害者の言葉を生で聞いているということのインパクトの大きさというのを感じる。覚えているということが反省というわけではないが、被害者の立場に立って物を考える視点を持つということ自体、少年にとって重要なことだと思う。

また、少年は言葉で表現するのが上手な少年とそうではない少年がいる。きちんと実感としてあるけれども、言葉にするのがうまくないというケースもあるので、裁判官としては、少年の言葉だけで、これは反省してないとか、気付いていないというような判断はしていない。少年とじっくり話をしながら聞き取っていったり、あるいは事前に家庭裁判所調査官から報告も受けているので、そういった情報を得ながら最終的に判断をしている。

実際のところ、本当に軽く捉えているような少年は、私の経験だけで言えば、ほとんど見当たらない。それがこの体験型の教育的措置の効果の大きさだと感じている。

(委員)

被害を考える教室の時の気持ちを、例えば半年なり1年たった後に再認識し直してもらうような、その後のフォローというのは、何か活動として行わ

れているのか。例えば、企業等では、何らかの研修を行うと、半年後、1年後に、研修内容を振り返って確認するようなことがあるが、裁判所の場合は一度裁判所の手を離れてしまうと難しいのか。

(説明者)

裁判所としては、最終的な処分が決まると手を離れてしまういのはやむをえないところである。ただ、再非行をしていなければ、恐らく少年は、いろいろな条件がありながらも、何かを感じて非行を繰り返してないということだと思う。他方、万引きを繰り返してくる少年も中にはいる。その時には、「前回の被害を考える教室では、感想文にもう二度としないということを実際に書いているのに、何でこういうことになっちゃったのかな。一つずつ考えていこうか。」という形で、一緒に考えていくということはやっている。

(委員)

弁護士が付添人として少年事件に関与する場合というのは、おそらく、事件の10%程度しかないのが実情であると思われるが、弁護士は必ず被害者との示談を中心に動く。弁護士が付添人として付かない場合、裁判所としては被害者との示談等についてどう少年に話すのか。例えば、少年が示談を全然進めていないような場合に、どのように示唆したり論したりするのか。

(説明者)

たまに、お店の方から、「来なくていい。」と言われて謝罪していないということがある。そのような場合には、そう言われたからといっても、やはりそこは誠意を尽くすべきではないか、という話をするのは往々にある。まずは迷惑をかけた人に謝るとするのが、社会の一般的な常識であり、そういったところは、審判の段階というよりも、むしろ調査の段階などで少年の保護者に伝えているのが現状だと思う。被害弁償については、裁判所が被害者との間に立って積極的に関わるのは、なかなか難しいが、やはり、実質的な損害が発生しているようなケースで全く対応していないと、そのことを踏

まえて最終的な処分を考えざるをえないので、常識的なところで一定のことを伝えていくことはあるかと思う。

(委員)

そのような事件では、必ず家庭裁判所調査官の調査において謝罪の有無等についても聞いているので、そこで家庭裁判所調査官から促したりしている。審判まで数週間あるので、その間に謝罪しに行っている例もある。審判でも必ずこの点はチェックしており、謝罪していない場合には、もう一回、しっかりやるよう伝えて、それを踏まえてこれから処分も考えるということを行う。

(委員)

犯罪少年の親への指導も同時に行っているのか。先ほど話のあった最近の少年の特徴は、大人の特徴でもあるように思われた。そのような大人に育てられている少年だけを育成していくというのは、難しいと思うのだが、少年の親にはどの程度の指導をしているのか。

(説明者)

保護者が集まって、悩みについて話し合い、共感して荷物をおろせるような「保護者の会」という場を受けるといった働きかけを行っている。審判の中においてはケースバイケースで、保護者と子供との関係や少年の非行の背景事情によっても、親に強く言うと逆にうまくいかないケース、少年だけ責めてもだめなケース等いろいろある。家庭裁判所調査官や付添人等とも連携をとりながら、この事件ではどのような働きかけをすれば良いのかということ話し合い、裁判官が一人で頑張るというよりは、それぞれの立場から働きかけているというのが現状だと思う。

(委員)

そのように子供だけでなく親にも問題がある場合、1回で教育的措置を終えるのではなく、必要であれば、試験観察で親子の変化を見ていく形で働き

かけをすることがある。いろいろな働きかけがうまく合わさると良い効果が出るということがある。

(委員長)

裁判所が非行のある少年を端緒として関わっていく中で、どのようなことをしたらいいか、またさらに御意見等があれば、それを踏まえて取り入れるなどしていきたいと思う。

#### 4 次回予定

(委員長)

委員からの提言を踏まえ、今回はこれからの高齢化社会に向けた家族の問題を中心に取り上げ、弁護士会の方からお話をいただく方向で検討したい。

なお、次回開催日時は平成23年7月12日(火)午後3時30分からとする。

以 上